

「新宿区環境マネジメント方針」の改定について

区有施設で排出されるごみの減量を図り、CO₂排出削減をより一層加速させる必要があるため、下記のとおり、「新宿区環境マネジメント方針」を改定する。

記

1 改定内容

区有施設で排出されるごみ減量の取組を推進することを追記

※ 詳細は、別紙のとおり

2 改定理由

区有施設でのごみの発生抑制及び再生利用を推進し、排出されるごみの減量を図ることで、CO₂排出削減をより一層加速させる必要があるため。

3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日



新宿区環境マネジメント方針



区は、令和3（2021）年6月、令和32（2050）年までに区内の二酸化炭素（CO₂）排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けて取り組むことを表明しました。

「ゼロカーボンシティ新宿」の旗振り役である区は、率先垂範して、区有施設におけるCO₂排出削減の取組を推進していきます。

区有施設におけるCO₂削減目標（環境目標）

令和12（2030）年度において、区有施設のCO₂排出量を平成25（2013）年度比で50%削減することを目指します。

区有施設におけるCO₂排出削減に向けた取組

(1) 環境に配慮した電力調達の推進

令和9（2027）年度までに、全ての区有施設において、「ゼロカーボン電力」をはじめとした環境に配慮した電力を導入します。

(2) 建築物における省エネルギー対策等の徹底

① 施設の新築又は建替え時

- ・原則として「ZEB Ready」相当となることを目指します。（大規模建築物の場合は、「ZEB Oriented」相当）
- ・原則として、太陽光発電設備を設置します。

② 既存の施設の長寿命化等による改修時

LED 照明、人感センサー、高効率空調機などを導入します。

(3) 電動車の導入

区の庁用車を新規導入又は更新する際には、原則として全て電動車とします。

(4) 環境法令機器の管理徹底

業務用フロン使用機器をはじめとした環境法令機器について、法令に基づく管理の徹底を図ります。

(5) 区有施設でのごみの発生抑制及び再生利用を推進し、排出されるごみの減量を図ります。

(6) その他、日常業務における省エネルギー行動を推進します。